

## ESG金融懇談会開催要領

### 1. 趣旨

近年、パリ協定やSDGsから発せられる長期的な様々なシグナルを大きな背景として、環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)、すなわち持続可能性を巡るESG課題を考慮した資金の流れが、世界的かつ急速に広がってきてている。

直接金融市场においては、投資家と企業の間の対話を更に充実させていくことなどを通じ、その裾野を広げ、投資先企業における環境行動を一層促していくことが期待される。

また、間接金融市场においては、経営として環境金融に取り組んでいる銀行は一部にとどまり、今後、特に地域において環境金融が広がることにより、環境と経済の両方の観点から地域の持続可能性が高まっていくことが期待される。

このような背景の下、年金資産や預金といった国民の資金を、環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた取組へと導くためには、長期的視点から資金の流れを変えて持続可能な社会を築いていくという関係者の強い意思が必要である。

このため、金融市场の主要なプレーヤーが一堂に会し、それぞれが果たすべき役割について認識を深めるとともに、金融市场の主要なプレーヤーや有識者等からの意見を聴取しつつ、それぞれが果たすべき役割について自由闊達な御議論をいただくため、「ESG金融懇談会」を開催する。

### 2. 検討事項

- (1) 環境課題と経済・社会的課題の同時解決に向けた、環境金融の意義や課題
- (2) 国及び金融市场関係者等の取り組むべき方向性
- (3) その他

### 3. 議論の進め方

本懇談会は、各業界の取組状況を踏まえつつ、自由闊達な御意見を頂く観点から、非公開で行う（資料は公表）こととし、事務局からの現状説明等の後に、委員（必要に応じて他の有識者）からのプレゼンテーションと委員間の議論を中心に、平成30年夏までに数回開催する。

なお、速報版の議事要旨として、議論の論点等を整理したものを速やかに公表し、議事概要として個別の発言等の概要（発言者の氏名は記載しない）を出席者の確認を得た上で公表する。

### 4. 構成等

- (1) 本懇談会は、環境金融に関する実務者及び有識者等のうちから、総合環境政策統括官が委嘱する者をもって構成する。
- (2) 本懇談会の運営に関する事務は、大臣官房環境経済課が行う。